令和７年４月現在

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく
岐阜市公立大学法人の一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

１　計画期間　　令和７年４月１日～令和12年３月31日までの**５年間**

２　目　　標

（１）　年次有給休暇の取得向上

令和11年度までに教職員の年次有給休暇の平均取得日数を、令和６年度の実績**（10.2日）**より引き上げ、**11日以上**にする。

（２）　育児休業の取得促進

令和11年度までに育児休業の取得を女性職員**100%**、男性職員**10%以上**にする。

３　取組内容

（１）年次有給休暇の取得向上の取組

・年次有給休暇に対する職場の意識改革を進め、年次有給休暇を取得しやすい風土や意識を醸成する。

・以下の年次有給休暇の取得を奨励するとともに、連続した年次有給休暇の取得促進を図る。

① 月曜日や金曜日と土日を組み合わせた年次有給休暇の取得

② 国民の祝日や特別休暇等（ゴールデンウィーク、子どもの夏休み）と組み合わせた年次有給休暇の取得

③ 入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会、ＰＴＡ活動等子どもに関する行事や地域活動、ボランティアに参加するための年次有給休暇の取得

（２）　育児休業の取得促進の取組

・育児に関する休暇・休業等の諸制度の周知を行い、その取得促進を図る。

・出産・育児等の家庭生活と研究活動との両立、法人全体で出産・子育てのしやすい職場環境を推進する。

（３）　ダイバーシティ推進の取組

・女性の活躍の場を拡大し、キャリアアップを推進するダイバーシティ関連の情報を発信する。

・多様性を尊重するダイバーシティ社会の形成に努める。